

令和2年度
東京都福祉のまちづくり事業者団体等
連絡協議会

令和2年11月30日

(午後 2 時 0 0 分 開会)

○篠課長 それでは、定刻となりましたので、令和 2 年度東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。私は本日事務局を担当いたします福祉保健局生活福祉部担当課長の篠と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、事前にお送りした配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の配付資料ですが、会議次第にありますとおり、資料 1 から資料 8 まで、参考資料は①から②までございます。それぞれの資料につきましては、説明の際にご確認させていただきます。

次に、委員の参加状況についてご報告させていただきます。

本日、ご参加いただいている委員をご紹介します。

東京都建築士事務所協会、前川会長、東京建設業協会、野瀬委員、東日本旅客鉄道株式会社東京支社、塩ノ谷委員、日本民営鉄道協会、滝澤委員、東京バス協会、二井田委員、全国銀行協会、諏訪委員、日本百貨店協会、高橋委員、日本ホテル協会、岩佐委員、東京都興行生活衛生同業組合、大出委員、アビリティーズ・ケアネット株式会社、中村委員、日本労働組合総連合会東京都連合会、蒔田委員。

日本フランチャイズチェーン協会、伊藤委員につきましては、後ほど参加されます。

以上、1 2 名の委員にご参加をいただいております。

また、東京ハイヤー・タクシー協会の門井委員の代理として、業務部長の小池様にご参加をいただいております。

次に、東京都の出席者をご紹介します。

坂本生活福祉部長でございます。

また、福祉のまちづくりに関しましては、関係局の課長が福祉保健局の福祉のまちづくり兼務担当課長に任命されております。

本日は事務局として、財務局、都市整備局、建設局、交通局の課長または課長代理がそれぞれ出席をしております。

それでは、議事に先立ちまして、福祉保健局生活福祉部長の坂本よりご挨拶を申し上げます。

○坂本生活福祉部長 東京都福祉保健局生活福祉部長、坂本でございます。

本日はご多忙中のところ、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

東京都では、平成 7 年に福祉のまちづくり条例を制定いたしまして、それに合わせて本連絡協議会を設置したところでございます。それ以降、約四半世紀にわたりまして、本連絡協議会との意見交換も踏まえながら、福祉のまちづくりに関わる様々な施策を展

開してきたところでございます。

これまでに、都内の鉄道・路線バスなどの公共交通や道路・建築物・公園などのハード面のバリアフリー化は着実に進展してきておりまして、それに加えまして、情報や心のバリアフリーといったソフト面の取組も進めているところでございます。

今年度は、本来、東京2020大会の成果を検証いたしまして、継承すべきレガシーを整理するとともに、そのレガシーを都内全域におきまして浸透させるための施策の方向性を検討する年度となる予定でございました。

しかし、皆様ご案内のように、このたびの新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴いまして、大会の日程が1年延期されることとなっております。

そこで、本協議会の委員にもご参加いただいております、東京都福祉のまちづくり推進協議会におきまして、審議テーマを「東京2020大会を契機としたバリアフリー化の推進に向けて」と設定し直しまして、大会を契機とした取組状況を踏まえ、現状と課題を整理いたしまして、さらなるバリアフリー化の推進に向けた福祉のまちづくりの方向性を議論してきたところでございます。この内容については、本日、ご報告をさせていただきます。

福祉のまちづくりを推進していくに当たりましては、何よりも事業者の皆様の御力添えをいただきながら進めていくことが大変重要と考えております。

東京に暮らし、東京を訪れる全ての方が安全、安心、快適に過ごすことができますよう、事業者の皆様をはじめ、都民、区市町村と手を携えながら、ユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向けまして、一層の施策の充実に努めてまいりたいと考えております。引き続き、皆様のご支援・ご協力を賜りたいと存じております。

本日は、委員の皆様方より、各業界団体の代表者としてのお立場からご意見を伺えればと思っております。よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、これをもちまして、私の挨拶とさせていただきます。本日は、よろしく願いいたします。

○篠課長 では、議事に入ります前に、幾つか注意事項を申し上げます。

まず、当会議は公開となっております。また、会議の議事録は東京都ホームページで公開をいたします。

また、本日は、本協議会では初めてオンライン方式にて開催しております。委員の皆様、オンラインに関するお願いを申し上げます。

本日、イヤホンまたはヘッドフォンをご用意いただいている方は着用をお願いいたします。

また、ご自身が発言されるとき以外は、マイクは常にオフにしてください。マイクをオンのままにしますと、ご自身の周辺環境の音が会場に聞こえる可能性がございます。

また、ご発言の際は、Webexアプリの挙手機能を使わずに、ご自身で実際に手を挙げてお知らせいただくようお願いいたします。

最後に、音声聞こえないなどの不具合が発生した場合には、チャットで主催者を選び、メッセージの送信をお願いいたします。メッセージが送信できない場合には、事前にお知らせしております事務局のアドレスにメールでお知らせをお願いいたします。

本日は、皆様のご協力をいただきながら円滑に進められるよう努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、前川会長にお願いしたいと思います。前川会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○前川会長 前川でございます。着座にて失礼いたします。

それでは早速議事に入りたいと思います。お手元の次第の3、議事に沿って進めてまいります。

議事(1)から(3)まで一通り説明がありまして、その後に質疑応答を行いたいと思います。

では最初に、(1)都におけるバリアフリー化の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

○篠課長 それでは、都におけるバリアフリー化の進捗状況について、資料1でご説明をさせていただきます。資料をご覧ください。

1枚目はハード面について記載をしております。資料の右上の宿泊施設のバリアフリー化の枠から、時計の逆回りで、順を追ってご説明させていただきます。

まず、建築物に関してでございますが、宿泊施設については、客室等のバリアフリー改修等を支援するための補助金について、令和元年度の実績は36件となり、前年度の14件からほぼ倍増しているところでございます。

その左の車椅子利用者用客席については、大会会場となる都立競技施設において、座席を分散配置するとともに、サイトラインをほぼ確保する予定になっております。

続いて、その左から、鉄道駅についてでございます。都内鉄道駅のだけでもトイレの整備状況については、令和元年度末で97%となっており、特に都営地下鉄は100%、どの駅にも整備されております。

その左の、都内鉄道駅のエレベーター等による段差解消については、令和元年度末で96%となり、着実に整備が進んでいるところでございます。

その下、ホームドアの設置状況については、令和元年度末で46%ということで、一層の取組を進めているところでございます。

その下からは道路に関してでございます。

エスコートゾーンの整備箇所数については、令和元年度末で695か所となっており、昨年度から40か所以上増加をしております。

その右ですが、都道のバリアフリー化については、まずは特定道路等の整備ですが、これについては平成27年度末に327kmが完了いたしました。また、優先整備路線の整備は180kmのうち119kmまで完了しており、1年で40kmほど整備が進

んでおります。

その右の都道の無電柱化については、電柱の地中化率は令和元年度末で45%となっております。

その右からは鉄道以外の公共交通になります。

まず、ユニバーサルデザインタクシーですが、令和元年度末で9,044台の実績となっております。昨年度実績は約3,000台でございましたので、1年で約3倍に増えています。

続いて上に行きまして、ノンステップバスの普及状況ですが、令和元年度末で94%、特に、都営バスについては100%ノンステップバスを導入しております。

以上が、ハード面の整備状況でございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、ソフト面の状況についてご説明させていただきます。

ソフト面では、情報のバリアフリーと心のバリアフリーに取り組んでおります。

まず、左手の情報バリアフリーについてでございますが、だれでもトイレのバリアフリー情報のオープンデータ化につきましては、各鉄道会社や区市町村などのご協力をいただきまして、平成30年度に約6,500基の情報を公表いたしました。その後も大会に向けて新設や改修をしているトイレも多いことから、令和元年度に再度調査をかけたしまして、7,505基の情報を公表いたしました。前年度に加えて、約1,000基のトイレの情報を新たに追加しております。

続いて、その右隣、バリアフリーマップでございますが、都はバリアフリーマップを作成や更新する区市町村を支援しており、令和元年度末で40区市町村がバリアフリーマップを作成しているところでございます。

その下、とうきょうユニバーサルデザインナビにつきましては、昨年度にリニューアルを行いました。従来からのアクセシビリティ仕様に加えて、ユニバーサルデザイン設備のピクトグラム表示、GPS連動による現在位置表示の追加など、より便利にお使いいただけるよう工夫をいたしました。

続いて、その下、ICTによる聴覚障害者コミュニケーション支援につきましては、遠隔手話通話システムなどにより情報保障に努めております。

続いて、右側の、心のバリアフリーの枠内をご覧ください。

心のバリアフリーでございますが、上の枠はユニバーサルデザイン学習ということで、学校等での体験学習などに取り組む区市町村を支援しております。令和元年度に都から財政支援をしておりますのは5区1市でございますけれども、取組としましては、全ての区市町村において心のバリアフリーに関する取組を実施しております。

続いて、その下、高齢者・障害者などの当事者参加につきましては、当事者参加によるまち歩き点検をした上で整備を行う区市町村を支援しております。

さらにその下、都民への普及啓発につきましては、これまでに小中学生を対象とした

ポスターコンクールや障害者等用駐車区画の適正利用、さらにヘルプマークの推進などの様々な普及啓発を行っております。

資料1につきましては、以上でございます。

○前川会長 ただいま、議事（1）について説明していただきました。

ご意見、ご質問については、全ての議事が終わり次第お受けいたします。

続きまして、（2）東京都福祉のまちづくり推進協議会「東京2020大会を契機としたバリアフリー化の推進に向けて」意見具申について、事務局から説明をお願いします。

○篠課長 それでは、資料2と資料3に基づき、先月10月29日に東京福祉のまちづくり推進協議会からいただいた意見具申について、ご説明させていただきます。内容につきましては、資料3、意見具申の冊子でご説明をさせていただきます。

まず、冊子のほうをおめくりいただきまして、1ページの目次をご覧ください。

本意見具申の構成としましては、はじめに、そして本文が第1章から第4章まで、続けて、2ページにありますように、おわりに、参考資料、審議経過等で構成されております。

それでは、順にご説明申し上げます。3ページをご覧ください。「はじめに」では、大会に向けたバリアフリー化の取組が開催決定からこれまでの間に着実に進められてきた事実を評価し、その成果を今後の福祉のまちづくりに最大限生かしていくことが重要であること、そのために、さらなるバリアフリー化の推進に向けた福祉のまちづくりの方向性を提言することを述べております。

次に、4ページをご覧ください。第1章、都における福祉のまちづくりのこれまでの進展でございます。1の都における福祉のまちづくりの経緯をご覧ください。ここでは、福祉のまちづくり条例の歴史的経緯について記載してございます。

近年の動きとしましては、5ページをご覧いただければと思いますが、平成30年度に2回の条例施行規則改正を行い、車椅子利用者用観覧席・客席等からのサイトラインの配慮、宿泊施設の一般客室の整備基準等を新たに追加いたしました。

続いて、2、福祉のまちづくり推進計画に基づくまちづくりの推進でございます。

都は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画として、福祉のまちづくり推進計画を策定しております。

次に、6ページをご覧ください。3、分野別バリアフリー化等の進捗状況でございます。ここでは、先ほどご説明した推進計画の主な計画事業の令和元年度末の進捗状況について記載をしております。先ほどの資料1のご説明と重なりますので、説明は省略させていただきます。

第1章は以上でございます。

次に、15ページをご覧ください。ここからは、第2章、国等の動向でございます。ここでは法改正を中心に記載しております。1「障害者権利条約」の批准と国内法の整

備をご覧ください。平成26年の障害者権利条約の締結に先立ち、国内法令の整備が進められ、障害者基本法などにおいて、障害の社会モデルに基づく障害者の概念や「合理的配慮」の理念が盛り込まれました。

また、障害者差別解消法では、不当な差別的取扱いを禁止するとともに、合理的配慮の提供を行うこととされました。

次に、16ページをご覧ください。2「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律」、いわゆるバリアフリー法等の改正についてでございます。少し詳しく説明をさせていただきますと、一つ目の丸では、平成29年3月、建築設計標準が改正され、ホテルの客室やトイレについての改修の観点などが盛り込まれました。

次に、二つ目の丸では、平成30年3月、公共交通施設の基準条例の改正や公共交通バリアフリーガイドラインの改正が行われ、移動等円滑化経路の複数化やエレベーターの複数化・大型化などが盛り込まれました。

次に、三つ目の丸では、平成30年5月にバリアフリー法の改正が行われ、バリアフリー法で初めて理念規定が設けられました。「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を目指すことを明確化したほか、ハード対策及びソフト対策の計画作成や報告、公表など、公共交通事業者の取組の推進や、地域における取組の強化などが盛り込まれました。

さらに、四つ目の丸では、平成30年10月にはバリアフリー法の政令改正で宿泊施設の客室のバリアフリー基準が改正されました。

さらに、五つ目の丸ですが、今年5月にもバリアフリー法の改正があり、ソフト基準の遵守など、公共交通事業者等におけるソフト対策の強化や、心のバリアフリーの広報啓発の推進、公立小中学校等を新たにバリアフリー基準の適合義務の対象に加えるなどの改正が行われました。

このように、ここ数年で、バリアフリーに関する法令改正や、各種ガイドラインの改正が、あいついで行われております。

第2章は以上でございます。

続きまして、17ページをご覧ください。ここからは第3章、東京2020大会を契機としたバリアフリー化の取組でございます。ここでは、大会開催決定後から新たにオリンピック・パラリンピック関連施策として導入された様々なバリアフリーの取組を、都の取組と国等の動向の二つに分けて記載をしております。

まず1、東京2020大会を契機とした都の主な取組をご覧ください。ここでは、四つの項目に分けて記載しております。

まず、(1)当事者参画の取組でございます。都は、障害当事者や学識経験者が参加する「東京2020パラリンピックの成功とバリアフリー推進に向けた懇談会」や「アクセシビリティ・ワークショップ」の設置、区市町村の施設や都道のバリアフリー化を進めてまいりました。

次に、18ページをご覧ください。(2)大会会場周辺を中心とした施設設備等でございます。大会時のアクセシビリティ確保のため、「都市オペレーションセンター」の設置や、大会会場周辺の駅等や都道のバリアフリー化、ユニバーサルデザインタクシー車両の普及促進を図っているところがございます。また、宿泊施設のバリアフリー化支援も進めてまいりました。

次に、その下の(3)情報バリアフリーの推進に向けた取組でございます。ここでは、複数の事業者が乗り入れるターミナル駅における案内サインの連続性、統一性の確保などを支援しております。また、19ページにございますが、ユニバーサルデザイン情報などを集約したポータルサイトの運営や、トイレのバリアフリー情報のオープンデータ化、手話の普及促進などに取り組んでまいりました。

次にその下、(4)の心のバリアフリーの推進に向けた取組でございます。ここでは、多様な対象に向けた様々な普及啓発冊子の作成・配布や、心のバリアフリーに取り組む企業との連携事業などを行ってまいりました。

以上が、都の主な取組でございます。

次に、20ページをご覧ください。2、東京2020大会に向けた国等の動向でございます。ここでは、国が取りまとめた「ユニバーサルデザイン2020行動計画」と、組織委員会が策定した「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」について概要を紹介しております。

第3章は以上でございます。

続いて、21ページをご覧ください。ここからは、第4章のバリアフリー化の推進に向けた課題と方向性でございます。

第4章では、内容を5項目に分類し、現状を踏まえた上で、今後の課題と方向性をお示しいただいております。ここでは、意見具申の核となる課題と方向性を中心に説明させていただきます。まず1、公共交通機関や道路等におけるハード・ソフト一体的整備の在り方についてでございます。

中ほどにある、課題と方向性の一つ目の丸をご覧ください。無人化した駅などにおいて、駅員による人的介助がないために発生し得る問題があることから、公共交通事業者等は、公共の交通機関であるという点を認識し、誰もが利用できるようソフト面も含めた対応を推進する必要があると示されております。

次に、二つ目の丸では、バスにおいては、乗務員教育やバスが正着できるよう、停留所及び道路の環境整備が課題であること。また、車椅子の固定について、乗客等の理解を得ていく必要があることなどが示されております。

次に、22ページをご覧ください。一つ目の丸ですが、タクシーにおいては、乗車拒否問題も発生しており、乗務員が適切に対応できるよう研修等を実施する事業者を支援していく必要があること等が示されております。

次に、二つ目の丸では、交通結節点における乗り継ぎなどにおいて、移動の連続性が

不十分な場合があることから、事業者間の連携などの対策をより一層推進する必要があると示されております。

最後に、三つ目の丸では、ハード・ソフト一体的整備の在り方を考えるに当たりましては、計画段階から当事者と意見交換などを行いながら、様々な利用者の視点に立った整備を実行していくことが求められるとされております。

次に、2、生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進の在り方についてでございます。

23ページのほうをご覧くださいまして、課題と方向性の一つ目の丸でございますが、既存の建築物などのハード面の整備をより一層推進するとともに、合理的配慮の提供などのソフト面の対応を強化することにより、建築物を誰でも利用目的どおりに使える社会にする必要があると指摘されております。

次に、二つ目の丸では、利用者の視点に立った整備を進めるためには、高齢者や障害者等の当事者が参加して、使いやすさなどの調査を行い、設計や整備に反映する取組が有効であり、都の「アクセシビリティ・ワークショップ」の成果を生かしつつ、当事者参加の仕組みの構築と施設整備をより一層推進する必要があると示されております。

最後に、三つ目の丸では、引き続き、公園内における整備を進めるとともに、公園までの経路も含めて環境整備を進めていく必要があること等が示されております。

続いて、3、災害時・緊急時等に備えた安全・安心のまちづくりの推進の在り方についてでございます。

24ページのほうをご覧ください。課題と方向性の一つ目の丸ですが、災害時・緊急時に要配慮者の安全を確保するため、福祉や防災などの関係機関が連携をして総合的に対策を検討していくことが課題であると指摘されております。

次に、二つ目の丸ですが、学校施設については、平常時はもちろんのこと、災害時の避難所として、配慮が必要な高齢者や障害者等が利用することを想定して整備を進めていくことが重要であると示されております。

次に、三つ目の丸でございますが、ヘルプカードの作成の促進など、災害時・緊急時に備えた取組を推進するとともに、要配慮者対応を強化していく必要があると示されております。

最後に、四つ目の丸ですが、災害時に、いわゆる3密を避けつつ、誰もが適切な支援を受けられることができるよう、一人一人の状況に応じた対応をする必要があると示されております。

次に、4、ICTの活用等による情報バリアフリーの推進の在り方でございます。

25ページのほうをご覧くださいまして、中ほどにある、課題と方向性の一つ目の丸をご覧ください。施設管理者等の自主的な情報発信を促進する必要があること、障害者等が必要とする情報を当事者参加で検討する取組を推進する必要があることが示されております。

次に、二つ目の丸では、ICT技術を活用した情報バリアフリーをさらに推進する必要があること。また、その際には、情報を閲覧しやすい環境整備やアプリ等の開発段階での障害者の視点の反映が重要であることなどが指摘されております。

次に、三つ目の丸では、今後のMaaSの普及活用については、多様な障害者の意見を把握し、提供するバリアフリー情報の種類や内容等を検討していく必要があると示されております。

次に、四つ目の丸では、ウェブや冊子での情報発信に当たりましては、音声読み上げや文字サイズ、色使いへの配慮、多言語表記などにより、様々な情報の受け手に対するバリアフリーに配慮をする必要があると示されております。

続きまして、26ページをご覧ください。一つ目の丸ですが、アクセシブル・ツーリズムの普及と気運の醸成やピクトグラムや多言語での観光案内標識の整備を地域と連携をして推進していくことが求められております。

最後に、二つ目の丸では、オンライン化の普及により、障害者等の社会参加が進みつつある一方、障害特性や経済的問題等によりオンライン会議の参加が難しい人もいるため、きめ細かい対応が必要であると示されております。

次に、5の共生社会実現に向けた心のバリアフリーの推進の在り方についてでございます。

課題と方向性の一つ目の丸をご覧ください。

新学習指導要領に基づき、小・中学校で心のバリアフリー教育が実施されることを契機に、子供の頃から心のバリアフリーを意識することができるよう、関係団体等が連携をして効果的に推進する必要があると示されております。

次に、二つ目の丸では、広く都民全体に心のバリアフリーの意識が根付くよう、啓発活動を今後も継続していく必要があると示されております。

次に、27ページをご覧ください。一つ目の丸ですが、だれでもトイレや障害者等用駐車区画を真に必要なとする障害者等が使いづらい状況が発生していることから、適正利用に向けて普及啓発などを進める必要があると示されております。

二つ目の丸では、補助犬使用に対する正しい理解をより一層広める必要があると示されております。

最後に、三つ目の丸では、障害者権利条約の考え方に基づき、共生社会や障害の社会モデルの考え方をさらに浸透させることが重要であること。心のバリアフリーをさらに推進していく必要があることが提言されております。

第4章については、以上でございます。

次に、28ページをご覧ください。「おわりに」では、議論のまとめとともに福祉のまちづくりの枠組みを超え、様々な関係者の働きかけや連携が必要な論点について、三つ挙げられております。

まず一つ目に、コロナ禍において、当事者や支援者が誤解や差別を受けることがない

よう都民の理解を得ていく必要があると述べられております。

次に、29ページの二つ目では、コロナ禍の記者会見で手話通訳や手話が広く一般に知られるようになり、今後も積極的に広めていく必要があると述べられております。

さらに、三つ目として、5GやAI等の新たな技術にユニバーサルデザインの考え方をどれだけ反映させることができるか、今後の可能性を検討することが重要であると述べられております。

最後に、まとめとして、当事者参加の経験は、「ウィズ・コロナ」の時代においてもますます重視されるものであり、東京都、区市町村、事業者、都民それぞれの役割を明確にして連携することにより、福祉のまちづくりを強力に推進していく必要があるとまとめられております。

冊子につきましては、以上でございます。

続きまして、資料2の意見具申の概要、A4一枚のものですが、こちらをご覧ください。こちらにつきましては、ただいまご説明をいたしました意見具申のポイントを1枚にまとめたものでございます。

都としましては、この意見具申を踏まえて、東京2020大会を契機として進めてきたバリアフリーの取組をさらに推進してまいりたいと考えております。

意見具申についての説明は以上でございます。

○前川会長 ありがとうございます。

(2)の意見具申、「東京2020大会を契機としたバリアフリー化の推進に向けて」、ご説明をいただきました。

続きまして、(3)その他について、事務局から説明をお願いします。

○篠課長 それでは、都の取組について、資料4から資料8を用いてご説明させていただきます。

まず、資料4の東京都「心のバリアフリー」サポート企業連携事業についてをご覧ください。

都では、東京2020大会を契機とした心のバリアフリーに対する社会的気運の醸成を図り、ユニバーサルデザインのまちづくりを一層推進するために、心のバリアフリーに取り組む企業等をサポート企業として登録し、都のホームページ等で取組内容を公表する事業を実施しております。

昨年度、本協議会の委員の所属されている団体の会議等の場もお借りして、本事業のご説明をさせていただきました。誠にありがとうございました。皆様にご協力をいただきまして、昨年度は115社のサポート企業及び10社の好事例企業を選定し、都の主催イベントにおいて、好事例企業の取組報告会などを実施いたしました。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び企業の負担軽減を考慮して実施を見送らせていただいております。しかしながら、本事業は企業と連携して心のバリアフリーの機運を醸成する重要な事業でございますので、今後のコロナの状況にもよ

りますが、来年度は実施する予定でございます。今後とも、ぜひ周知等にご協力をお願いいたします。

また、資料4-2のほうでは、令和元年度の好事例企業10社の取組を紹介しております。ショッピングモール、タクシー会社、建設業、映画館、バス会社、ホテル、百貨店などの取組を掲載しておりますので、ぜひ後ほどご覧いただければと思います。

次に、資料5の障害者等用駐車区画の適正利用に向けた普及啓発のチラシをご覧ください。

障害者等用駐車区画は、車椅子使用者など、車の乗り降りや移動に際し配慮が必要な方のために設けられた専用区画でございます。都では、障害者等用駐車区画の適正利用をより一層推進するため、埼玉県、千葉県、神奈川県と一緒に、一都三県共同で普及啓発活動を実施しております。

具体的には、各高速道路会社等にご協力をいただきまして、このチラシをパーキングエリア等において配布をしております。各団体におかれましても、障害者等用駐車区画の適正利用にご協力をお願いいたします。

次に、資料6のだれでもトイレのバリアフリー情報のオープンデータ化についてをご覧ください。

先ほど、資料1でご説明させていただきましたとおり、各鉄道会社や区市町村などのご協力をいただきまして、現在7,505基のだれでもトイレの情報を公表しております。このデータを使った検索アプリの作成など、アプリ事業者にもご活用いただき、また国交省の発行したバリアフリーマップ作成マニュアルにも好事例として掲載をされております。各団体におかれましても、オープンデータのご活用をお願いいたしますとともに、来年度も本調査を予定してございますので、引き続きご協力をお願いいたします。

続きまして「とうきょうユニバーサルデザインナビ」につきましては、資料7と資料7-2のパンフレットがございますが、パンフレットのほうの表紙をご覧ください。

これも先ほど資料1で触れましたが、昨年度にリニューアルを行い、より便利にお使いいただけるように工夫をいたしました。表紙のパソコンの絵にありますように、「泊まる」、「買う」、「遊ぶ 学ぶ 食べる」、「憩う」などのスポット別のバリアフリー情報を分かりやすく発信をしております。ぜひ各団体の会員の皆様にお知らせいただきまして、ユニバーサルデザインナビによるバリアフリー情報の発信をお客様サービス向上の一環としてご活用いただければと思います。

最後に、資料8のICTによる聴覚障害者コミュニケーション支援事業のチラシをご覧ください。

こちらは、今年11月から都庁舎及び都立の事業所において新たに始めた取組でございます。スマホを活用した遠隔手話通訳と電話代理支援の二つのサービスを提供しております。

これまで、手話通訳の必要な場合は手話通訳者が同行することが一般的でございまし

たが、この取組により、聴覚障害者が都庁においでいただかなくても電話で問合せができ、また、おいでいただいた際に手話通訳者が同行しなくても、スマホを通じて遠隔手話通訳サービスを利用できるというものでございます。

都立病院の受診など、より一層慎重な感染防止が必要な場面でもご活用いただけるものでございます。

ウィズ・コロナという状況におきましては、いわゆる三密を避ける、人との密な接触を避けるということが求められているところでございますので、聴覚障害者の情報バリアフリーと感染予防の両立を図る取組の一つとなると考えております。

資料4から資料8の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○前川会長 ご説明ありがとうございました。

以上で本日の議事、並びに、お配りしている資料の説明は全て終了いたしました。

それでは、本日の議題についてのご意見やご質問がありましたら、挙手をしていただき、ご発言いただきたいと存じます。いかがでしょうか。

ご質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(なし)

○前川会長 ご質問、ご意見がございませんので、これで質疑応答を終了させていただきます。

本日は、福祉のまちづくりに関係する事業者団体の代表の方々にご参加いただいております。また、第12期東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会は今回が最終回となりますので、最後に情報交換をさせていただきたいと存じます。

情報交換のテーマについては、こちらで二つ決めさせていただきました。

まず一つ目は、コロナ禍における各業界の状況についてです。今年の2月頃から急激に拡大した新型コロナウイルス感染症により、各業界で多大な影響が出ているかと存じます。まずは、コロナが業界に及ぼした影響や、感染拡大が長期化した現在における状況などについて、ざっくばらんにお話いただければと存じます。

また、二つ目は、コロナ禍におけるバリアフリー化の取組についてです。先ほど都の取組として紹介がありました電話代理支援などは、非接触で問合せができるため、コロナ禍における取組の好事例の一つと言えるかと存じます。また、店舗等で、従業員の表情や口の形が分かるよう口元が透明なシートになっているマスクを使用するなど、聴覚障害者にとって分かりやすい取組を取り入れる企業も出てきているようです。

こういった、コロナ禍において新たに開始したバリアフリーの取組や、従来から取り組んでおりコロナ禍においてさらに取組を加速させた事例などがございましたら、ぜひこの機会にご紹介いただければと存じます。

よろしければ、各団体ごとにお話を伺いたいと存じます。名簿順に指名させていただきますので、三、四分程度でお話しいただければと存じます。

まずは、東京建設業協会の野瀬委員、いかがでしょうか。

○野瀬委員 すみません。全体的なことに関してということでしょうか。すみません、ちょっと最後のところが聞き取れなかったのですが、どの部分に関してのコメントでしょうか。

○前川会長 まず一つは、業界の状況についてお話しいただいても結構ですし、また、報告としてバリアフリー化の新しい取組、もしくはさらにこれまでの取組を拡充した、そういう内容がございましたら、ご紹介いただければと存じます。

○野瀬委員 ありがとうございます。一つご紹介をさせていただきたいことがございまして、私たちは、中期運営計画というものをこのたびまとめさせていただきました。先週の木曜日の理事会で決定して、記者会見で明らかにしておりますので、建設業界誌等には幅広く載っておりますけども、その中の一つの項目に、高齢者、障害者、外国人に優しいまちづくりという表題を掲げまして、ユニバーサルデザインに基づく建設業の普及啓発ということを、1ページ全面を使ってPRさせていただいております。

今後とも、私たちとしては、事業者を通じて優しいまちづくりということに一生懸命力を入れてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○前川会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、東日本旅客鉄道株式会社、塩ノ谷委員、いかがでしょうか。

○塩ノ谷委員 JR東日本の塩ノ谷です。よろしくお願いいたします。

当社につきましては、これは鉄道事業者様全体、同じことだと思うんですけども、コロナの状況によりまして、やはり非常にご利用者が減ったということがございまして、特に経営の関係につきましては、弊社は年間で約5,000億円の赤字になるだろうという予想を立てております。これから戻った場合でも100%まで戻るといえることはないかというふうに考えておりますけども、一方で、コロナ禍における新しい取組というところではないんですけども、ホームドアの推進ですとか、こういったものにつきましては、私どもは2032年までに東京圏の全駅にホームドアを整備するという話をしております。こういった、安全に関する取組につきましては、経営状況というところはありますけども、変わらず進めていくということで、会社のトップのほうも明確に話をしておりますので、引き続き、バリアフリーについては推進していきたいと思っております。

以上です。

○前川会長 ありがとうございます。

ただいまJRさんのほうからご説明いただきましたけれども、日本民営鉄道協会、滝澤委員、いかがでしょうか。

○滝澤委員 日本民営鉄道協会でございます。よろしくお願いいたします。

コロナ禍における民鉄業界の状況ということでございますが、初めに、先ほどJR東日本様からの報告がございましたように、大変影響を受けてございます。旅客輸送量及び収入において、かなりの減少、減収でございます。

また、コロナ禍以前に回復するかどうかということにつきましても、なかなか先が見通せない、過去に例を見ない状況で、事業全般に見直しが迫られているというような状況でございます。

次に、コロナ禍におけますバリアフリー化等々の取組につきましては、先ほど東京都様のほうからご説明がありましたように、今年5月にはバリアフリー法の改正がなされてございます。また、11月にはバリアフリー法に基づく基本計画の見直しということで、今後の取組の取りまとめが公表されてございます。ハード・ソフトともに、より一層の充実を図っていくということでございますので、そういったことを踏まえて見直しを行い、引き続き、一層のハード・ソフト一体的な取組をしていくことになろうかと思っております。

民鉄協会からは以上でございます。

○前川会長 ありがとうございます。

ただいま、鉄道事業者の方からご説明がございましたけれども、続きまして、東京バス協会の二井田委員、いかがでしょうか。

○二井田委員 東京バス協会の二井田でございます。よろしくお願いいたします。

東京のバス事業は、やはり鉄道と同じように、大変厳しい状況でございます。一般路線バスの輸送人員で見ますと、5月には対前年比で約5割まで減となり、直近の10月で見ましても約2割の減という状況でございまして、テレワークの推進等が進められているというところで、コロナ禍が終息したとしましても、従前の状況には戻らないのではないかとこのように考えているところでございます。

一方、観光バスについては、3月以降、団体旅行でありますとか修学旅行の中止等によりまして、ほとんどの需要が消失したということでございます。GoToトラベルの開始によりまして、若干の回復は見えましたけれども、それでも10月で対前年比約8割の減というような状況になってございます。空港連絡バス・高速バスにつきましても、約8割から9割の減が続いているところで、10月においても約7割の減という厳しい状況でございます。

バス業界では、バスを安心してご利用いただくために、新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインを作成し、各事業者では乗務員の手指消毒や体温測定、また車内の消毒、抗菌・抗ウイルス処理等、感染防止対策を徹底しているところでございます。一般路線バスにつきましては、換気扇の作動でありますとかバス停での乗降扉の開閉によりまして、約3分で車内の空気が入れ替わるということでございますし、観光バスについても、外気導入のエアコンによりまして、約5分で車内の空気が入れ替わる、そういう性能を有しているところでございます。

ぜひ皆様にも、こうしたバスの換気性能についてもご理解をいただきまして、バスを安心してご利用いただければというふうに思っているところでございます。

次の、コロナ禍におけますバリアフリー化の取組については、特に新たなものはござ

いませんが、先ほどご説明いただきましたように、ノンステップバスの整備を進めており、その整備率は、全国1となっております。各バス事業者におきましては、こうしたハード面に加えまして、ソフト面につきましても、乗務員に対する入社時や定期的な実施します社内研修、あるいは外部の講習会への参加などを通じまして、障害のある方、高齢者に対する知識の習得、接遇・介助の向上に努めているということでございます。

こうした取組を通じまして、引き続き、都民の皆様の最も身近な乗り物でありますバスを安全・安心にご利用いただけるよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○前川会長 はい、ありがとうございます。

ハイヤー・タクシーはいかがでございます。東京ハイヤー・タクシー協会、小池様、いかがでしょうか。

○小池業務部長 東京ハイヤー・タクシー協会でございます。

まず、タクシー業界の現状についてお話しさせていただきますと、今年の5月には、対前年の同時期と比較しまして、営業収入ベースで約73%も減少するという過去に例を見ない事態となっておりますが、現状9月時点では約32%の減のところまで、徐々にではありますが戻りつつはあります。ただ、それでも昨年の約7割という程度の収入にとどまっているということございまして、また、ここに来てのさらなる感染拡大状況等も考えますと、非常に厳しい状況が続くのではないかとというふうに危惧をしております。

続いて、バリアフリー化の取組についてでございますが、このコロナ禍の状況において、新たな取組というのはなかなか難しいものというところではございますが、現在検討中という段階ではございますが、UDタクシーや福祉タクシーの配車体制につきまして、利用者の方々、皆様がよりスムーズにご利用いただけるような仕組みづくりというのを現在、協会において検討しているところでございます。さらなる利用者の利便を向上するために、できる限りの努力はしているところでございます。

東京ハイヤー・タクシー協会からは以上でございます。

○前川会長 以上、交通インフラに関わる業界の方にご説明いただきました。厳しい状況にあるということでございますけれども、続いて金融界、全国銀行協会の諏訪様、いかがでしょうか。

○諏訪委員 全銀協の諏訪でございます。

銀行界に関しましては、社会機能の維持に不可欠な金融インフラの一つであるという社会的使命をしっかりと認識しつつ、3密を避けるような店舗運営ですとか、お客様の銀行取引が円滑に実施できるようにというところに全力を尽くしているというのが現状でございます。

そうした状況の下で、全銀協におきましても、新型コロナウイルス感染症対策ガイド

ラインをつくり、私どものウェブサイトにも公表して、その中で、窓口、店舗での感染防止などについて書かせていただいております、それに従って各銀行が努力をしているというところです。

コロナ禍の下では、今申し上げた窓口での感染予防対策、それから、電話やリモートツールを活用した非対面の説明などの工夫も行ったり、銀行によっては、その検討に着手しているという状況でございます。

ただ、ここは、なかなか難しいところございまして、高齢者の方ですと、現金取引に根強いニーズがおりになります。それから、銀行窓口での取引を希望されるというような事実もございまして、どうやって感染防止とともにやっていくかというところでございます。また障害者の方は、その障害特性によっては、なかなかITの利用というのが難しいというようなどころもあり、苦慮しつつ、日々やっているというのが現状でございます。

バリアフリーに関しては、コロナ限定ということではなく従来から進めていることのご紹介になりますけれども、引き続き、障害者や高齢者、外国人などを含む、あらゆる方に利用しやすいサービスの提供を進めてまいっております。

昨年7月のこの会議でも紹介させていただきましたが、一昨年9月に「ダイバーシティ・マイノリティの尊重」というテーマで、四つトピックスを置きまして、一つ目が障害者差別解消法について、二つ目が高齢者や障害者向けの代読・代筆の課題、更に「心のバリアフリー」に関して盲導犬の団体の方のご説明、四つ目は外国人の人権について、専門の講師をお招きして、私ども全銀協の会員向けの説明会などもしております。

それから、SDGsという絡みでいけば、全銀協で年一度発行しておりますSDGsレポートの中で、バリアフリーの取組についての先進的な事例を紹介しております。

具体的には、本年度紹介させていただいたのは、タブレット端末を介しての窓口での手話通訳サービスを導入している例や、音声ガイダンス付きのATMを視覚障害者の方向けに体験会を実施した実績を紹介しております。

また、会員向けに、障害者の方の対応についてのアンケートを年1回実施しております。会員銀行において、先ほどもあったハード面のみならず、ソフト面でもバリアフリーというのが着実に進んでいるというようなどころも見えてきているかと思えます。

具体的に申し上げますと、視覚障害者対応のATMが、ATMの台数全体に占める割合が現時点で94%ということで、随分増えてきているというところです。それから、店舗の表示なども障害者に配慮した工夫をしている銀行が相当数増えてきております。それから、先ほども出ておりました代筆・代読につきましても、会員銀行の大部分が対応できる環境を整えたという事実が確認されています。

さらには、「心のバリアフリー」として、行内や社外の研修に行員を積極的に参加させて、銀行の職員全体の認識を高めていくといったことを続けている状況でございます。

以上です。

○前川会長 ありがとうございます。

続きまして、日本百貨店協会、高橋委員、いかがでございましょうか。

○高橋委員 日本百貨店協会の高橋でございます。

百貨店は、食料品、生活用必需品売場は緊急事態宣言の要請には含まれないのですが、ターミナルに店舗があり、地域のご理解や従業員の不安などを踏まえて店舗ごとに休業判断を行い、百貨店業界にとって初めて、1か月から2か月間の休業期間を持ちました。

特に、業界の売上げで見ますと、4月においては前年比73%減ということで、現在も厳しい状況が続いています。そして、初めて長期休業を経まして、お店を再開しました。お客様の足が遠のく中、感染拡大の防止、そして、おもてなしの両立という、初めての営業スタイルを今、模索しているような状況でございます。

そして、明日から12月、一番の繁忙期を迎える中で、いかに感染を防ぐか、日々、感染防止に向けて、小売業感染防止ガイドラインを徹底して、お客様をお迎えする状況でございます。

また、百貨店業界独自では、各社の感染防止対策に関して情報交換を行いながら、いかに感染者を出さないか、そして、お客様に安全・安心を提供できるかということで、業界共通で、多言語のピクトグラムを作製しています。皆様のお買物を通じたレジャーという楽しみを、百貨店では安心・安全にご提供できるように努めているような状況でございます。

以上です。

○前川会長 ありがとうございます。

日本フランチャイズチェーン協会の伊藤委員につきましては、後ほどお願いしたいと存じます。

続きまして、日本ホテル協会の岩佐委員、いかがでございましょうか。

○岩佐委員 岩佐でございます。よろしく願いいたします。

日本ホテル協会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が全然治まらない状況の中で、一方でG o T oトラベル事業等の開始もあって、このところ少し回復の兆しは見られていたんですけども、また、直近では、第3波の影響が徐々に広がってきているという状況でもあり、この先、大変厳しい経営状況が続くというふうに考えております。

百貨店業界とホテル業界は少し似ているところもありますが、やはり4月、5月の2か月間は、ホテルも一時休業を余儀なくされたところが多うございまして、対前年比ですと、売上高が90%程度の落ち込みを示したという大変厳しい状況でございます。

一方で、来年2021年のパラリンピックに向けて、ホテル協会では、宿泊施設の情報提供の在り方を少し見直しております。効果的なバリアフリー情報の提供について、広報委員会で検討しているという状況でございます。

以上です。

○前川会長 ありがとうございます。

東京都興行生活衛生同業組合、大出委員、続いてお願いいたします。

○大出委員 私ども、映画館の組合でございまして、特に、バリアフリーに関して何か新しい取組があるかということ、ないところが現状でございます。

それと、コロナの影響ですが、緊急事態宣言のときには、映画館も指定休業の要請があった業界ですので、4月、5月はもうほぼ前年比ゼロ%のような状況が続いておりました。

緊急事態宣言解除後は、私どもとしても、映画館の換気がされている設備であったり、皆さんマスクをしてしゃべらないということで、映画館自体は安全ですよといったようなことをアピールする運動を行ってまいりました。

その結果なんですけれども、しばらくの間は、隔席といたしまして、1席ずつ空けて販売をしていた時期もありまして、障害をお持ちのお客様で、お連れさまなどは隣に座りたいけれども座れないといったような状況も発生はしていたのですが、こういった運動が実りまして、12月1日以降は、映画館でもほぼ100%座席を販売すると。いろいろな条件、換気の種類ですとか、マスクを100%着用するですとか、いろいろな条件はあるんですけれども、座席の販売の緩和は少しずつ進んできているというところがございます。

引き続き、いろいろな感染拡大防止の策は取っていきながら、ガイドラインにも盛り込んでいけるところは、盛り込んでいきたいと考えております。

東京都の興行組合に関しては、以上でございます。ありがとうございます。

○前川会長 ありがとうございます。

引き続きまして、アビリティーズ・ケアネット株式会社、中村委員、いかがでございましょうか。

○中村委員 アビリティーズ・ケアネットの中村でございます。

私どもの業界は、福祉機器だけに限らず、医療、それから福祉全般に関わる業界というふうに考えております。このコロナの影響によりまして、大きく変わった点というのは、サービスの在り方が変わってきたと。特に今までは、デイサービスとか、それから有料老人ホームとか、そういう施設でのサービスというのが中心となっていましたけれども、この感染の影響を受けて、在宅へと移行しているのが今の現状です。

この在宅での介護のサービスというのは、それでもやはり直接的な接触というものが避けられないということもありますので、在宅のバリアフリー化を含めて対応がなされているというのが今の現状だと思っています。

この福祉のサービスというのは、もう日常生活そのものになりますので、濃厚接触であったり、感染者であったとしても、その対応はせざるを得ないというところがありますので、業界としても感染対策というものはさらに強めているところであります。

これからのバリアフリーへの取組ということですが、今年度は、先ほどの報告でもありましたように、宿泊施設のバリアフリー化推進事業、こちらにも大きく関わっております。令和元年度の実績からしても、この令和2年度、今年度に関しては、さらに枠も拡大されていて、件数も大きく増えております。この時期だからこそ、今のうちにバリアフリー化をしておきたいというところも増えておりますので、これは大きな成果であったのではないかとこのように考えております。

それから、災害対策に関しては、意見具申の中にもありましたけれども、避難所の確保、要配慮者に対する避難所の確保、こういったものも進んでおります。

ただ、感染というところが入ってきましたので、1か所の避難所の受入人数というものは減少して、複数避難所をつくらうという動きも出てきております。

ただ、なかなか、増やそうと思っても、バリアフリーに関しては簡単にはいきませんので、ここが来年度に向けた大きな取組になってくるというふうに考えております。

あと最後、支援金の支給等もありましたので、この業界に関して言いますと、マイナンバーカードの扱いに関して、いろいろな意見も出てきております。障害者の手帳等の支給に関しても、マイナンバーカードがないと支給できないといったような問題も出てきていて、そこに全ての情報を盛り込もうという動きになってきますと、やはり高齢者や障害者にとっても分かりづらいものであったり、あるいはセキュリティーの問題で漏えいしないかといったような問題も危惧されておりますので、こういったところも来年度に向けての見直しをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○前川会長 中村委員、ありがとうございました。

続きまして、日本労働組合総連合会東京都連合会、蒔田委員、いかがでございますでしょうか。

○蒔田委員 連合東京の蒔田でございます。大変お疲れさまでございます。

私たち連合東京は、50にわたる様々な産業別の労働組合を抱えておまして組織しているところでございます。どこも本当に、皆さん今おっしゃったように、厳しい状況でございます。これらの構成組織から課題の集約を図りまして、幾度となく、複数回にわたって都知事への要請も行ってきたところでございます。

また、労働相談を行っておるんですけども、3月以降の件数を見ますと、前年の3倍の相談が寄せられています。中には、もう最初から最後まで泣きつ放しの女性もいらっしゃいます。休業手当の支給であるとか解雇が主な内容ですけども、中には、障害者だからといってということは前面には言わずとも、一方的に解雇を告げられたという事例も寄せられているところでございます。

また、冒頭お話のありました難聴者への配慮の関係でございますけれども、私たちのこの連合東京の構成組織の企業では、難聴の労働者の方もいらっしゃって、その配慮として、やはり口の動きが見えるマスクを購入して、その方と話すときには、みんなでそ

のマスクを着けようねというような形で徹底されているところもあります。

また、これをヒントにですね、私たちの連合東京にはボランティアサポートセンターという組織があるんですが、約500名が登録をしているところがございますけれども、この難聴者に配慮したマスクをぜひとも手作りで作っていただくのではないかとということで、自分たちで作ってみようということでチャレンジして作成し、先日、難聴者の団体に寄贈してきたところでございます。

とにもかくにも、コロナにつきましては、人と人との交流を阻害するという本当に厄介なウイルスでして、そのためにも、他人と接することができずに苦しんでいらっしゃる方がいらっしゃるんだろうと思います。まさに、議題でもありました「心のバリアフリー」の取組に取り組んでいただくということで、私たちも全面的に協力していきたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○前川会長 ありがとうございます。

お待たせいたしました、日本フランチャイズチェーン協会、伊藤委員、早速ですが、いかがでございましょうか。

○伊藤委員 フランチャイズチェーン協会の伊藤でございます。

私たちは、コンビニエンスストアを中心にして、福祉のまちづくりに取り組んでございます。大きな観点で申し上げますと、ハード面では、新店については、基本的にバリアフリーでの店舗造りをしてございます。

ただ、既存店については、なかなかそこまでの設備がし切れないということがございますので、そういった点では、今、私たちは、大きな取組としてセーフティステーション活動というのを15年ほど前から取り組んでございます。これは基本的に、駆け込み寺的役割をしていただくということで社会貢献活動の一環として取り組んでいる活動でございます。

昨年度のデータもまとめたところでございますけれども、女性の駆け込み、子供の駆け込み、また高齢者の保護といったようなことで、トータルしますと年間で3万回を超える対応をしております、毎日80件以上、全国で対応している状況でございます。

さらには、コンビニを舞台とした特殊詐欺についても、かなりのお店で未然防止に取り組んでございます。昨年1年間だけでも、9,118件の未然防止ができたという報告も聞いてございまして、こうしたお年寄りに対して、私たちもできる限りの対応をしているところでございます。

今後についても、当然のことながら、お体のご不自由な方についても、親しくしているお店であれば、なおさら、お店の方たちが十分に親切に対応していただけるだろうと考えてございますし、また、コロナの中でも、コンビニエンスストアについては、この時期もずっと営業するということが国からの要請でもございまして、全店開けてまいりましたので、そういった意味でも、なかなか遠くに行けない、近くの買物で済ませたい

という方たちにとっては、非常に利便性も高まったのではないかなと考えてございます。今後とも、このコロナの中でも、きちんとコンビニエンスストアとして地域の皆様に愛される店づくりに取り組んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

○前川会長 ありがとうございます。

最後に、私ども、東京都建築士事務所協会の状況をご説明申し上げます。

私どもは、建築物の設計の業界でございまして、新たな投資に関する仕事でございますので、不況が社会に広がってから私どものほうに影響が出るというのが通常でございます。

しかしながら、今年は、飲食店等を中心に、複合ビルの新築、そういったものがぱたっと止まったということで、小規模の建物の設計がほぼ皆無になってまいりましたので、この秋頃から、中小規模の設計事務所のほうで、仕事がなくなってきたというような状況でございます。

また、コロナ禍におけるバリアフリー化に関するお話でございますが、私どもの業界の仕事の進め方というのは、基本的には、CADというコンピューターを使って設計しておりますので、テレワークであるとか、リモートワークというのが、一番なじみやすい業界でございまして、数百人単位の大規模な設計事務所においては、全面的にテレワーク、リモートワークという方向にかじが切られております。

また、そういった大きな事務所では、こういったテレワークが主流になりましたので、事務所の在り方も変えております。これまでの、個別の座席を指定して仕事をするというのではなくて、フリーアクセス、個々の社員の場所を決めなくて、私物や資料等の収納場所は決めておりますけれども、その日、どこの場所で働いてもいいというような働き方になっております。

個別の席を持たないということで、引き出しを机につけないということになりましたので、天板と脚がある机、そういった、どこでも仕事ができるということになりましたので、これまで車椅子の方々がお仕事をするのが非常に難しかったということで、なるべく移動はしない、そういったことから、高度設計の部分に下肢の障害をお持ちの方が携わっていたわけですが、事務所の在り方が変わったことから、意匠設計、建物のデザイン、設備設計であるとか、そういった広くいろいろな分野に、その能力を発揮していただくということで、いろいろな障害をお持ちの方が私どもの業界に参画しやすくなったという状況が、今回のコロナにおいて、私どもの業界に与えた一つの影響であり、そういったことで、バリアフリー化を念頭に組み込んだわけではございませんが、結果として、バリアフリー化が進んだといったような状況でございます。

私どもの業界につきましては、以上でございます。

長い間、いろいろ皆様にご意見を頂戴いたしました。皆様、どうもありがとうございました。

以上でございますが、事務局におかれましては、委員からお話しいただいた内容も参考にしながら、各事業を進めていただきたいと思います。

最後に、事務局のほうから、何かございますでしょうか。

○篠課長 事務局の篠でございます。

本日は、各団体の皆様の現況やバリアフリー化の取組など、様々、大変貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

福祉のまちづくりは、事業者の皆様と力を合わせて、連携をして取り組むことにより、様々な形で実現していくものでございます。本日いただきましたご意見は、今後に生かしてまいりたいと思います。

また、本日は、第12期の東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会の最終回となっております。委員の皆様におかれましては、2年にわたり、大変ご尽力いただき、誠にありがとうございました。事務局一同、厚く御礼を申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○前川会長 それでは、以上をもちまして、令和2年度東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会を閉会といたします。

本日はお忙しい中、ご参加いただき、ありがとうございました。

(午後3時20分 閉会)